

# クーリング・オフってなに？

## ☆ クーリング・オフって？

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引について、すでに契約した場合でも、一定期間は消費者側から一方的に契約解除ができる制度です。

## ☆クーリング・オフの方法と効果

クーリング・オフは、解約の意思を通知することで、解約理由を説明することなく一方的に契約を解除することができます。

### ○手順⇒「通知」を出すだけ

1. クーリング・オフの通知は、必ずコピーをとり保管しておきましょう。

電話でもかまいませんが、後で言った言わないと争いになるのを避けるため、通知は必ず「はがき」または「内容証明郵便」で出しましょう。配達日の記録のために、「簡易書留」「配達証明」など付けたほうが良いでしょう。配達日の記録はとても大事です。

2. 受取り済みの商品などの返却

こちらから返却せずに、契約した事業者にも事業者の費用負担で引き取ってもらうのがよいでしょう。

3. クレジット契約

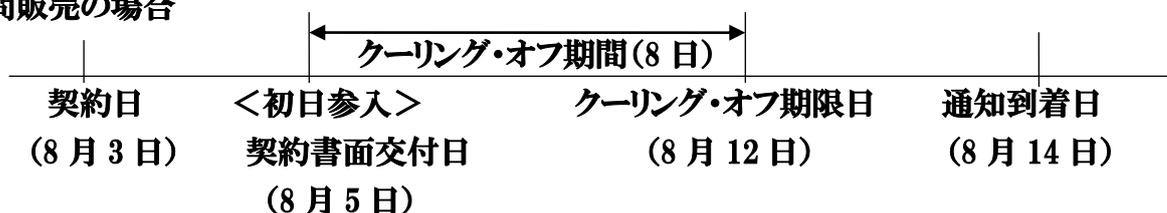
クレジット契約で商品などを購入した場合は、クレジットの支払いを停止するため、販売会社だけでなくクレジット会社にもクーリング・オフ通知を送りましょう。

### ○効果発生日

クーリング・オフの効力は、書面を発信した時点で発生します。(発信主義)

たとえば、訪問販売の場合、事業者から契約書面を受領した日を初日と計算して、8日以内の消印で書面を発信すれば、事業者が届くのが9日目以降であっても有効です。

{参考} 訪問販売の場合



この場合、郵便局の消印が8月12日であれば、事業者側に通知が到着するのが8月14日であってもクーリング・オフは有効となります。つまり、クーリング・オフ期間内の郵便局消印があればよいということになります。

### ○効果

無条件で解約となり、契約前の状態に戻すこと、つまり双方に何もなかった状態に戻ります。契約前の状態に戻す費用は、すべて事業者負担と定められています。(ただし、使用してしまった商品は原則返却できませんし、費用も戻ってきません) つまり、商品返送の郵送料は事業者負担なので、着

払いで返送することが出来ます。物品を取り付け・設置した場合も、事業者負担で元通りにすることが出来ます。

支払い済みの頭金や代金は、全額返金されることになります。

## ※こんな場合はクーリング・オフできません。

- ①消費者が自発的に店舗に出向いて買い物をしたとき
- ②通信販売(返品制度があります)
- ③訪問販売、電話勧誘販売であっても
  - i 乗用車
  - ii 3,000円未満の現金取引
  - iii 法律で適用除外となっている商品・サービス・権利
  - iv 消耗品を使用した場合(化粧品や健康食品は使用した分のみ)

## ☆クーリング・オフ書面の書き方

### <はがきによる通知の例>

切手	(はがき表)
○○○株式会社 代表者 様	×××県○○市○○町××番地

(はがき裏)
契約の解除通知
契約年月日 平成○○年○○月○○日
商品名 ○○○○
金額 ○○○円
販売会社 ○○○○株式会社
住所 ××県××市××町××
氏名 ××××
平成○○年○○月○○日
・ 右契約を解除します。
・ 支払った○○○円を早急にお返しく下さい。
・ 商品は速やかにお引き取り下さい。

### [注意]

- ・ 特定記録、簡易書留などで発信します。
  - ・ クレジット契約を結んで商品を購入した場合は、クレジット会社と販売会社に同様の通知を送ります。(クレジット会社に1通、販売会社に1通の計2通)
- 発信する前に、必ずコピーを取って保管しておきましょう。(裁判になった時の証拠資料として)

## ＜内容証明郵便による通知の例＞

<p>平成〇〇年〇月〇〇日付で、貴社セールスマン、栃木太郎と締結しました「××××商品」を××個買う契約を、「特定商取引に関する法律」第九条の規定に基づき解除します。</p> <p>つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇〇円を直ちに「返金頂くとともに、貴社が私に引き渡した商品は、支払い金返金後、早急にお引き取り下さい。</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日</p>	<p>契約解除通知</p> <p>(購入者) 茨城県〇〇市〇〇町〇〇番地 茨 城 太 郎</p> <p>(事業者) 茨城県××市××町××番地 ×××株式会社 代表取締役 栃 木 三 郎</p>
---	---

内容文書は3通作成し(2通はコピー可)集配を行っている郵便局に出します。(内容証明郵便を扱っていない郵便局もありますので注意)

○ 書き方(制約があります)

＜制約＞ 字数と行数が定められています。  
1行 20字(句読点も1字として数える)  
最大 26行まで  
縦書きでも横書きでも構いません。

※文具店で市販されている「内容証明郵便用紙」を利用すると便利です。

※クーリング・オフの通知は証拠を残すため、必ず書面で行いましょう。

※郵便局の窓口で、発信日が証明される下記のサービスを利用して発信しましょう。

特定記録郵便	引受日を記録する郵便サービス。配達日が記録されます。
簡易書留 書留	引受日と配達日を記録し、郵便物が壊れたり届かなかつたりした場合の損害賠償を設ける郵便サービス。発信日が証明されます。
内容証明	書面の記載内容や、差出人、宛先を謄本(写しのこと)により証明する郵便サービス。同時に書留扱いにもなり、発信日も証明されます。 (裁判が前提のとき利用されることが多い)

## ○クーリング・オフ期間

取引形態	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステ、外国語教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引	20日間

※この期間を過ぎた場合、クーリング・オフを主張することはできません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に「あなたの町の身近な相談窓口」茨城町消費生活センターにご相談ください。

**直通電話 029 (291) 1690**